

2008年9月16日

大阪大学総長 鷲田 清一郎 殿

大阪大学箕面地区教職員組合

執行委員長 松本 健



箕面地区駐車場有料化に関する団体交渉申し入れ

標記の件については、7月27日付け組合からの団体交渉申し入れに対して、9月1日付けで総務部長名義の回答をいただいている。

次の通り問題点を指摘し、これについての団体交渉を早急に行うことを要求する。

1. 入構ゲートの設置を行わないことによる混乱

この回答文書において、経過措置として2007年10月1日から2008年9月末までの1年間は有料化を行わないとした旨書かれているが、事実としては2008年4月から実施を予定していたが、料金徴収及び入構チェックを行うゲートの設置が困難であり、この設置検討のため半年間実施を遅らせたものである。然るに、この10月から入構ゲートの設置を行わずに、有料化を実施しようとしている。これではガードマンの見回りによる不法入構のチェックはできたとしても、回数券の回収は困難であり、不正な入構を許すことになり、利用者間の不公平を招き兼ねない。利用料を課す場合は、その公平性を図ることは最低限必要なことと言える。

2. 非常勤職員からの不当な徴収

大阪大学で働く非常勤職員には現在、通勤手当は支給されていない。しかし、交通不便な地にある箕面キャンパスでは、多くの非常勤職員が自動車等で通勤している。この自動車通勤に必要な経費を自己負担しているにもかかわらず、さらに駐車場料金の支払いを求めることは、使用者として余りに不誠実な行為と言える。

社会常識として、雇用者に対してその通勤に必要な経費を支払うことは使用者として当然のことと言えるが、その支給を行わず、さらに追い討ちをかける今回の措置は、そのような社会常識に悖る行為であり、見過ごすことはできない。

人事院は平成20年8月26日付け人事院事務総長通知を出し、各省庁に対して、非常勤職員に対する給与の適正な支給に努めることとし、その通知の中で、「通勤手当に相当する給与を支給すること」と指摘していることについても、人事院規則に準拠する国立大学法人として留意する必要がある。



回答文書では、「入構・駐車整理業務に要する経費及び施設・設備等に係る経費については、大学が管理の必要から負担するもののほか、入構・駐車許可を受けた教職員等にも、原因者負担の観点から、これを負担していただくことになります。」としているが、箕面キャンパスの場合、入構ゲートを設置しないことから、これに係る施設・設備等に係る経費は不要であり、入構・駐車整理業務を行う人員を新たに配置することはないため、このための経費も不要である。しからば我々の支払う原因者負担による駐車場料金は何に使われることになるのか。料金負担を求める者は、負担者に対してその支払い理由を説明する義務を有するのは当然であり、先の説明ではこの義務を果たしていると言えない。われわれの支払う原因者負担による料金について、これを他の目的に使うのであれば、信義則に反する不当な行為と言える。総長はこの点を明らかにする必要がある。